

長建協発第219号
平成27年8月18日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、建設業の取引の適正化の推進、建設労働者の就労環境の改善と適正な競争環境の整備に努めるとともに、建設工事の適正な実施については、工事の施行に伴う公衆災害や労働災害の防止はもとより、国民や発注者に対して建設生産物の安全性及び品質確保の徹底に努めてきたところであります。

しかしながら、依然として元請下請間においては不適切な下請取引や下請人へのしわ寄せが存在すると指摘されており、また他方では、不十分な施工管理に起因する工事現場における事故の発生が見受けられております。

つきましては、標記について、関係法令や指針及びガイドライン等を遵守するほか、元請下請取引の適正化並びに施工管理のより一層の徹底に協力願う旨別添のとおり全建を通じ同省より周知依頼が参っておりますのでお知らせ申し上げます。

追って、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価参考資料として取り扱う場合の留意事項についても併せて周知依頼が参っておりますので、お知らせ申し上げます。